

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年11月28日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
財 一 183
平成26年11月10日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤 様
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県知事 佐 竹 敬 久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成22年度包括外部監査（秋田県における補助金の執行事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>54 地方鉄道運営費補助金（秋田内陸縦貫鉄道） （1） 「補助金支給の効果測定」（118頁・9頁） （意見） 今後、輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、追加の施策も必要であるし、このまま補助金で経常損失を補てんし鉄道を存続させることの是非についても再検討する必要が生じることになる。これに対し、鉄道の便数をこのまま維持した場合や減便してでも存続した場合等の経済効果を算出する必要があるが、これを検討するにあたり、鉄道を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関にするための費用等の情報を収集し、試算することが必要である。さらに、この経済効果算出のための基本データは毎年変化していくものであるから、適宜補正していく必要がある。</p> <p>55 地方鉄道運営費補助金（由利高原鉄道） （1） 「補助金支給の効果測定」（119頁・9頁） （意見） 輸送人員の低迷及び経常損失が改善しない状況が続けば、追加の施策も必要となってくることが予想される。補助金により経常損失を補てんし鉄道を存続することの意義についても再検討が必要となる事態も予想される。鉄道の便数をこのまま維持した場合や減便してでも存続した場合等の経済効果を算出する必要があるが生じるが、これに必要な情報はすぐに集まるものではない。 県は、必要な鉄道を存続することによる観光利用者数及び消費金額の統計や、バス等の代替交通機関にするための費用等の情報を今のうちから収集し、試算の準備をしておく必要がある。</p>	<p>（対応済み：交通政策課） 当該鉄道を運営する秋田内陸縦貫鉄道（株）及び由利高原鉄道（株）については、平成26年3月に策定した「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第2次）」において、「本来県が実施すべき事業を主たる事業とする法人、又は実施する事業が県の施策と関連性があり、当面は公共的サービスの安定的な担い手として位置付けられる法人」に区分され、引き続き県の関与を継続すべき法人として位置付けられた。 当面は、この第2次の行動計画並びに当該第三セクター、関係自治体及び県の合意に基づき財政支援を継続していく。 なお、鉄道存続の経済効果を算出するために必要な各種データについては、随時収集していく。</p>

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>1 未利用財産 (2) 旧衛生看護学院 ① 未利用土地の活用方針の早期策定について (24頁・3頁) (意見) この土地は秋田駅に近く、大型の施設を建設するのに適した広さをもっている、医療施設が隣接している貴重な地区であるといった特徴があり、県も今後の利活用方法を容易に決めかねている状態にある。その結果、平成20年以降3年間にわたり未利用状態となっている。 近隣の旧日赤・婦人会館跡地に関する秋田市中通一丁目地区再開発事業も進展しつつあることから、この再開発地区に近接するこの土地についても漫然と遊休公有地とするのではなく、できるだけ早期にその利活用を決定し、秋田駅周辺から再開発地区にかけての全体のにぎわいの創出や都市機能の充実に貢献するように努めるべきである。</p>	<p>(対応済み：医務薬事課) 建物の解体及び敷地の整備をし、健康福祉行政の事業用地として利用することとしている。</p>
<p>(9) 秋田御所野西部臨空港工業団地 ① 未利用地の活用可能性の早期確認について (43頁・7頁) (意見) この土地のうち窪地の埋立地については地盤調査が必要（来年度実施予定）であり、早急にこの土地の地盤調査を行い、用途の可能性を把握したうえで売却を行うべきである。</p>	<p>(対応済み：産業集積課) 平成24年度に地盤調査を実施した結果、窪地の軟弱地盤を含む土地については、売却が困難であると判断されたことから、今後、緑地として管理することとした。 一方、地盤が良好な土地については、平成25年度に不動産鑑定評価を実施し、今年度4月から分譲を開始している。</p>
<p>(11) 小児療育センター ② 未利用地の有効活用について (43頁・8頁) (意見) 当該土地の周辺には県立図書館等の公共施設が複数あり、交通機関（バス）の系統も多い。この特徴を活かした利活用を考える必要がある。この土地、建物は様々な利活用方法が考えられる貴重な財産であり、利活用方法を県のみで検討するのではなく、幅広く一般公募する仕組みを検討すべきであろう。県民のアイデアを募り、これを参考にすることもまた、県有財産の有効活用に繋がるものである。</p>	<p>(対応済み：財産活用課) 平成25年度に障害福祉課から財産活用課に所管換をし、売却を含め幅広く有効活用策の検討を進めた結果、公益事業を行う団体に対し、平成25年11月1日から貸付を開始した。</p>
<p>2 貸付財産 (4) 森林科学館 ① 施設の八峰町への譲渡について (69頁・11頁) (意見) この施設は「ぶなっこランド」の中に併設されているが、森林科学館以外の施設の所有、運営は八峰町が行っている。現在のところ森林科学館は有効に活用されていると評価できるが、当該施設を他の施設と一体と取り扱い、「ぶなっこランド」として運営を行ったほうが財産の有効活用により資することになる。また、この施設の所在地が秋田市か</p>	<p>(対応中：森林整備課) 施設を八峰町に譲渡し、管理・運営を一体的に実施し有効活用してもらえる可能性について、町と県で協議中である。</p>

ら遠隔地にあるため、現在の体制では災害等への対応は困難であること、日常の修繕費、管理費を町が負担していること、町からの要請に応じ建設した施設であることを勘案すれば、当該施設を町に譲渡し、町に管理、運営を一体として委ねるほうがより有効な活用が図られる。県は当該施設を八峰町に譲渡する方向で検討を行うべきである。

4 県営住宅

(1) 県営住宅全般

① 特定県営住宅の必要性について (87頁・12頁)

(意見)

特定県営住宅とは、いわゆる特定公共賃貸住宅(特公賃)と呼ばれるもので、中堅所得者を対象に県が優良な賃貸住宅を直接供給することを目的とした県営住宅である。特定公共賃貸住宅制度(以下この項で「特公賃制度」という。)は本来、中堅所得者を対象に自治体が優良な住宅を直接供給することを目的としたものであり、それは民間の優良な賃貸住宅の供給が十分に行われず、自治体が政策的にこれを行わなければならない状況を前提とした制度であると考えられる。しかし、秋田県における住宅供給量は需要を上回っており、特定県営住宅のある秋田市では家賃を見直して値下げをしなければならないほど民間賃貸住宅が相応の賃料で供給されている。唯一の特定県営住宅である手形山1号特定住宅は被災者の受け入れがなければ入居率は8.3%に過ぎない。そうであるならば、手形山1号特定住宅が建設された当時とはかく、現在においては特公賃制度の政策目的はすでに果たされており、普通県営住宅として管理し普通県営住宅が対象とする層の入居者への住宅供給量を少しでも増やすのが合理的である。

家賃減額や子育て世代への優遇策によって入居が生じるのであれば、もちろんそれ自体を否定するものではないが、長期的には、特定県営住宅は用途廃止のうえ、普通県営住宅に転用すべきである。

② 県営住宅事業に関する財務記録の整備と開示について (95頁・13頁)

(意見)

県営住宅事業が想定する対象者(低所得者、高齢者、障害者等で民間住宅への入居が困難な方々)への公的サービスを十分に行うことは当然重要であるが、限られた税収のなかで、これら一部の受益者に対し少くない予算を投入する以上は、税を負担している県民から当該事業が効率的にかつ有効に実施されていることについて理解、納得してもらうことが重要である。

具体的には、まず県営住宅事業の事業単位財務書類を開示可能な体制を構築し定期的に開示する必要がある。県は平成11年度に県営住宅事業の「行政コスト計算書」を作成し開示した実績があるが、それ以降、特に事業別財務書類の開示は行われていない。

次に県営住宅事業の財務的な実績記録を蓄積し、将来的な事業の見直しを図る際の判断基礎として活用することも必要である。かかる財務情報の記録・集計・開示は、納税者への情報発信というだけにとどまらず、県内部の内部統

(対応困難：建築住宅課)

昨年度、震災避難者が退去した空き住宅2戸について入居募集をしたところ、いずれも普通県営住宅の退去者から申込みがあり入居している。

需要が生じた原因は、公営住宅法の改正(平成21年4月施行)により普通公営住宅に入居できる者の収入基準が大幅に引き下げられ、改正時の経過措置期間が平成26年3月末で終了したことが考えられることから、現状において、特定県営住宅の政策目的は引き続き必要であり、転用は困難である。

今後も、県営住宅入居募集時の応募状況等に基づいて特定県営住宅の需要を見極めつつ、転用の必要が生じた場合には、時機を失することなく対応することとする。

平成26年9月末現在、特定県営住宅12戸のうち、3戸に本来の入居資格者が、9戸に震災避難者が入居中で、空きはない。

(対応中：建築住宅課)

県営住宅事業に関する情報の整備と開示は必要なことと考えており、現在、継続的に情報を蓄積し開示可能とするための業務システムを構築中であり、年度中に業務に導入できる見込みである。

このシステムを活用した情報の開示に向け、具体的な事務処理手順を検討している。

<p>制をより高めるという意味においても有効である。外部報告目的の作業であるから、正確かつ適切な処理が行われるよう内部チェックを厳しく行うインセンティブが働くことが期待できる。さらに、かかる作業が行われることによって、いつ、どの事業・活動において、どの程度時間や支出が発生したのか、といった実績情報が蓄積されることになる。実績情報を蓄積することで、将来の事業計画を立案する際にコストがどの程度かかるかの予測を定量的に行うことができる。また、複数の案のいずれが最も効率的であるかの判断において、財務的な裏付けを示すための基礎となりうる。</p>	
<p>5 県職員公舎 (6) 岩見ダム公舎 ① 早急な処分の実行の必要性について (129頁・19頁) (指摘) 平成24年度に処分予定の物件である。長期間未使用の状況であり、利活用の方法をもっと早く決めるべきであった。入居者がいないと言えども県には管理する責任があり、管理するためにはコストも必要である。さらに、現場を見る限り十分な管理を行っていたとは言えず、不測の事故等が発生する恐れもあった。早急な処分の実行が必要であるが、処分が決定するまでの期間は、定期的な除草、雪下し、崩落物の撤去・解体など基本的な環境維持作業を行う必要がある。</p>	<p>(対応済み：河川砂防課) 平成24年度に建物を解体したことにより、管理コストは大幅に縮減され、不測の事故等の発生可能性についても、その大部分を排除できている。 今後、土地については、平成25年11月から、国土交通省との間で売却に向けた協議を開始しており、適切な維持管理を行いつつ、今後その手続を進めていく。</p>

平成24年度包括外部監査（秋田県の電気事業および工業用水道事業などについて）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>I 電気事業</p> <p>6 遊休資産「旧横手発電事務所」について（62頁・2頁） （意見）</p> <p>新地方公営企業会計基準においては、固定資産につき減損会計が導入される。したがって、当該基準が適用される平成26年度以降において、旧横手発電事務所が売却されず残っている場合には、当該固定資産につき、減損損失を認識する必要がある。</p> <p>また、現状の販売予定価額36,400千円ではいまだに売却できていない状況を勘案すると、平成26年度以降の当該物件の回収可能額を現状の販売予定価額である36,400千円とすることについては十分に再検討すべきである。</p>	<p>（対応済み：公営企業課）</p> <p>「旧横手発電事務所」については、事業外固定資産として管理しており、今後も公営企業の事業で再使用する見込みがないことから、減損兆候にあることを認識したので、帳簿価格を不動産鑑定評価額へ減損処理することとし、平成26年度予算で、減損損失を計上した。</p> <p>なお、今後減損処理については、減損の認識や回収可能価格など減損処理に必要な事項を定めた「減損処理取扱要綱（平成26年4月1日施行）」により対処していく。</p>
<p>7 遊休資産「その他」について（63頁・2頁） （意見）</p> <p>田沢湖発電所、柴平発電所、杉沢発電所の土地は遊休資産となっている。減損会計においては、資産又は資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていな場合には減損の兆候があると判定されることになる。そのため、平成26年度以降も遊休状態が続いており、将来の用途が定まっていな場合には、減損損失を認識することが必要となる点に留意が必要である。</p>	<p>（対応済み：公営企業課）</p> <p>遊休資産となっている土地については、事業外固定資産として管理しており、今後も公営企業の事業で再使用する見込みがないことから、減損兆候にあることを認識したので、帳簿価格を固定資産評価額へ減損処理することとし、平成26年度予算で、減損損失を計上した。</p>
<p>9 セグメント情報について（66頁・3頁） （意見）</p> <p>現行の地方公営企業会計では、セグメント情報の開示は求められていないが、新たに導入される地方公営企業会計においては、平成26年度の事業年度（予算）より適切なセグメントに係る財務情報を開示することが求められることとなった。電気事業の場合、施設毎を一つの事業単位とし、上記のような施設別セグメント情報を開示することを検討する必要がある。</p>	<p>（対応済み：公営企業課）</p> <p>電気事業においては、総括原価方式による料金算定の施設に加え平成26年度から固定価格買取制度の施設が稼働しているが、水力発電という1つの事業単位として全体で採算性を考慮し安定的な運営となるよう事業を実施していることから、区分をしないこととした。</p>
<p>10 減損会計の導入について（67頁・3頁） （意見）</p> <p>平成26年度の事業年度（予算）より地方公営企業会計においても公営企業型地方独立行政法人における減損会計と同様の減損会計を導入することとなっている。したがって、平成26年度（予算）からの減損会計導入時には、秋田県の電気事業においても、施設単位で資産のグルーピングについて検討することが必要である。</p>	<p>（対応済み：公営企業課）</p> <p>減損会計におけるグルーピングについては、セグメント情報に沿うことが望ましいと考えることから、電気事業、工業用水道事業、各事業外固定資産（遊休資産）、建設準備勘定により仕分けすることとした。</p>
<p>II 工業用水道事業</p> <p>6 指定管理者の選定について（88頁・4頁） （意見）</p> <p>1期目（平成19年度から平成21年度まで）の選定の際にはそれなりの数の応募があったが、3年経っての2期目（平</p>	<p>（対応済み：公営企業課）</p> <p>3期目の指定管理者の募集では、2期までの状況を精査し、企業の業務実績や総括</p>

<p>成22年度から平成26年度まで)の選定には、1社しか応募がなかった。この1社は1期目の指定管理者であったものであるが、結果として、その1社がそのまま引き続き2期目の指定管理者となっている。応募が1社しかなかった理由は不明であるが、仮にほかの業者が価格面だけを理由に応募を見送ったということがあれば、指定管理者の選定方法やあるいは指定管理者に選任されることによる業者にとってのメリットが十分に周知されていなかった可能性が想定される。価格競争入札と違って、指定管理者の選定に当たっては価格面以外にも、業者の信頼性など、多様な面から選定委員会による議論がなされるべきである。1社入札がすべて悪いというわけではないが、やはり1社の提案内容しか見られない、他社との比較検討ができない、というのは、業者を選定する側の秋田県にとっては機会損失であると考えられる。次回の指定管理者募集に当たって再び1社応募となることのないよう、秋田県は1期目に応募した企業のうち2期目に応募しなかった企業について、応募に対するハードルとなった点を明らかにし、次回の募集に生かすべきである。</p>	<p>責任者の条件の緩和等、募集要件の見直しを図るとともに、業界紙へ広告を掲載するなど、より多くの企業に入札参加してもらえるよう取り組んだ。</p>
<p>10 御所野系統に係る負担収入について (96頁・5頁) (意見)</p> <p>各受水企業との間に締結された「料金に関する覚書」を閲覧したところ、本来の料金部分と負担金部分は区分して記載されているものの、負担金部分が各企業に割り当てられた負担金総額の分割払いであること、および支払を終えた時点以降は支払義務がなくなることについての記載がなかった。そのため、負担金部分35円/㎡についても、本来の料金部分同様、給水を受けている限り永続的に負担すべき費用であるかのように解釈される余地がある。当事者間では、負担金総額の支払を終えた時点以降は本来の料金部分の支払のみとなることについて合意しているのだから、覚書にも実際の取扱いと整合するよう、その旨が明記されるべきである。</p>	<p>(対応済み：公営企業課)</p> <p>受水企業と覚書の見直しについて協議を行い、実際の取扱いと整合するよう、再度、覚書を取り交わした。 (変更覚書、平成25年11月19日付)</p>
<p>11 大館工業用水道の土地に係る会計処理について (98頁・6頁) (意見)</p> <p>大館工業用水道の資産の大部分は総係費として処理された売却準備費用であり、土地自体の帳簿価額は備忘価額が付けられているにすぎない。当該土地は過年度から売却に出されているものの、条件が悪く買い手がつかないでいる状態とのことであった。また、そのため毎年度の売却準備費用が積み重なっており、結果として総係費が多額に資産計上されているとのことであった。総係費に係る会計処理は財務規程に従ったものではあるが、結果として、総係費に関して多額の資産を計上していることになっている事実は、土地について売却可能性が乏しいとして備忘価額まで減額する処理を行なっていることと整合性が取れていないと言える。会計的実質を考えれば、土地、電話加入権およびそれに係る総係費の全体を1つの資産とみて、適切な時価(この場合は正味売却価額が適切である)にまで帳簿価額を減額するのが望ましい処理である。新会計基準におい</p>	<p>(対応済み：公営企業課)</p> <p>過去の土地売却時に売却額と相殺していなかったため、総係費が過大となっていたことから、過大となっている金額について精査し、平成25年度中に特別損失として処理をした。 残りの帳簿価格については、現在も所有している土地に係る費用であるので、今後土地の処分に応じて処理していくこととする。</p>

<p>てはいわゆる減損会計が地方公営企業にも取り入れられることから、その導入時には適切な会計処理がなされることが望まれる。</p>	
<p>14 資本剰余金残高について (103頁・7頁) (指摘)</p> <p>固定資産台帳に記載される「補助金等」充当額は、みなし償却を行なう際に帳簿価額算定の基礎となる重要な数値である。速やかに原因を調査して、不整合を解消すべきである。また、毎年度末において固定資産台帳と決算額との照合を行ない、不明な差異の存在が速やかに検出できるような仕組みを整えることが必要である。</p>	<p>(対応済み：公営企業課)</p> <p>金額の差異は、除却時に当該資本剰余金の相殺処分をしていなかったことなどによるため、平成26年度の会計処理で差異の解消を図ることとした。</p> <p>また、平成24年度末からは資本剰余金チェック表を作成し、残高を確認している。</p>
<p>Ⅲ 両事業に共通する事項</p> <p>3 固定資産の台帳管理について (111頁・7頁) (意見)</p> <p>目的の異なる2種類の台帳が混在していることで、固定資産の取得、除却、減価償却などの状況を両者に反映させる必要があり、現状これが手作業・手計算でそれぞれ行われていることから、固定資産管理業務に非効率が生じていることが想定される。現状手作業で管理が行われており、使途に応じて2種類作成されている固定資産台帳について、どちらの使途も達成できるよう一元化・電算化された固定資産台帳システムを導入し、固定資産管理を効率的に実施すべきである。</p> <p>なお、固定資産台帳システムの導入検討に当たっては、費用対効果（たとえば、導入コストと職員の固定資産管理作業時間の減少効果との比較など）を検証することも必要である。</p>	<p>(対応済み：公営企業課)</p> <p>現在の固定資産管理については、すべて手作業・手計算であるため、確かに非効率であることは否めない。</p> <p>しかし、固定資産管理をシステム化する場合は、財務会計システムとの連携を考えていることから、現段階でのシステム化の費用対効果は非常に低いものと考えられる。</p> <p>このため、現在の財務会計システムの償却を踏まえ、その更新時に固定資産台帳システムの構築を進めることとした。</p>
<p>5 修繕引当金および特別修繕引当金について (116頁・8頁) (意見)</p> <p>現行の地方公営企業会計基準においては、修繕引当金の算定および計上方法については明確な規定はないため、現状の会計処理方法は認められるものであると考えられる。しかしながら、新地方公営企業会計基準においては、引当金について、「将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」と認められるもの」という引当金の要件を満たす場合に引当金を計上することになっている。修繕引当金および特別修繕引当金もこの引当金に該当する。したがって、今後は新地方公営企業会計基準の導入に当たり、従来のような秋田県の処理は見直すことが必要である。具体的にどのような場合にどのように修繕引当金や特別修繕引当金を算定するのか、その体制（規程ないしはマニュアルなど）を整備することが必要になる。</p>	<p>(対応済み：公営企業課)</p> <p>「引当金取扱要綱（平成26年4月1日施行）」を策定し、当該要綱に基づき必要に応じ引き当てを行うこととした。平成26年度予算から対応している。</p>
<p>6 賞与引当金について (117頁・8頁) (意見)</p> <p>現行の地方公営企業会計基準において賞与引当金の計上は求められておらず、秋田県の会計処理はそれに沿ったも</p>	<p>(対応済み：公営企業課)</p> <p>「引当金取扱要綱（平成26年4月1日施行）」を策定し、当該要綱に基づき引き当</p>

<p>のである。しかしながら、地方公営企業会計基準が前提とする発生主義会計の考えに鑑みれば、引当金の計上要件を満たすものはすべて引当金として負債計上するのが、本来あるべき会計処理である。この点、新地方公営企業会計基準においては、引当金の計上要件を満たすものについて引当金を計上することが求められており、賞与引当金の計上が新たに必要となる。新基準の導入に先立って、賞与引当金をどのように算定するのか、その体制（規程ないしはマニュアルなど）を整備することが必要になる。</p>	<p>てを行うこととした。平成26年度予算から対応している。</p>
<p>7 退職給付引当金について（118頁・9頁） （意見） 現行の地方公営企業会計基準においては、退職給与引当金の算定および計上方法については明確な規定はないため、現状の会計処理方法は認められる。しかしながら、いわゆる新地方公営企業会計基準においては、退職給付引当金の会計処理方法として、期末時点の退職給付引当金残高が、年度末退職者を除く全職員が期末日に自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額となるようにする旨が規定されている。したがって、現行の会計処理方法は平成25年度決算までは認められるものの、平成26年度以降は期末要支給額による方法へ変更することが必要になることから、それまでには、期末要支給額を把握するための体制を整えることが必要になる。</p>	<p>（対応済み：公営企業課） 「引当金取扱要綱（平成26年4月1日施行）」を策定し、当該要綱に基づき引き当てを行うこととした。平成26年度予算から対応している。</p>
<p>8 委託契約形態の見直しについて（121頁・9頁） （意見） 電気事業および工業用水道事業は財団法人秋田県建設技術・工業材料試験センターとの取引がある。この法人の業務は県政の補完業務として重要な役割を担っている県内唯一の法人であるということは理解できるが、そうであれば、その法人の業務を県の業務として内製化（インソーシング）するか、あるいは契約金額の在り方を見直すべきである。この法人の決算書を見る限り、黒字であると推察することができるため、現行のように外部への委託契約形態を継続するのであれば、実費弁償方式による契約形態の導入を検討すべきである。</p>	<p>（対応済み：公営企業課、建設政策課、技術管理課） 当該法人が一般財団法人として収益的事業を行っていること等を踏まえれば、これまで同法人が受託してきた県の補完的業務については、他の民間コンサルタントでもその一部は実施可能であることから、今後は、民間コンサルタントと役割を分担しながら、引き続き、委託事業として実施していく。 なお、契約金額の算定基準が制定から長期間経過していることから、委託実施に係る作業工数の実績データを収集・分析する等の検討を行っており、今年度中にその見直しに向けた一定の方向性を見出すこととした。</p>

平成25年度包括外部監査（秋田県の観光事業およびこの事業に関連する第三セクターなどについて）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>1 観光事業への取組について</p> <p>(1) 重点推進方針について</p> <p>② ビジネスとして観光事業の経営に取り組む地域リーダーの育成・支援（38頁・1頁）</p> <p>（意見）</p> <p>現状行っている宿泊施設経営トップなど意識改革研修および観光秋田未来塾などの研修内容からすると各所属の宿泊施設などの改善には役立つが、地域全体を担っていく地域リーダーの育成にはさらなる時間を要すると考えられる。県全体の観光を盛り上げること、特にリピーターの獲得については、地域ぐるみでの取組が必須となるため、その点からは地域リーダーの育成は急務だと言える。したがって、各施設単位のみでなく、広く地域全体の観光を盛り上げるための方策など、地域リーダー育成という目的をより明確にした研修の実施を検討することが必要である。</p> <p>また、観光秋田未来塾の参加者リストを確認したところ、エリア別協議会の参加メンバーとあまり一致していない。より研修を効果的なものとするためには、研修参加者について、エリア別協議会への参加を促すか、エリア別協議会参加メンバーを優先的に招待するなどの方策も検討することが必要である。</p> <p>③ デスティネーションキャンペーンを契機としたリピーター戦略を核とする「選ばれる秋田づくり」（39頁・1頁）</p> <p>（意見）</p> <p>今回のDCキャンペーン本番による宿泊者数120万人を数値目標としている。</p> <p>しかしながら、当該数値目標については、他県による観光キャンペーン後の観光入客および宿泊者数の実績数の上昇率と秋田県の過年度の宿泊者数の実績推移などから決定されたものであり、投資額（歳出予算総額）に対する効果測定という面が一部抜けているとも考えられる。これについては、当該投資規模（歳出予算規模）に関して、いくらの経済効果（観光収入の増加など）が見込まれるかという観点での分析が必要である。より厳密に評価、改善のプロセスを行うためには、投資額（歳出予算総額）に対する効果測定という観点からの指標の設定を検討することが必要である。</p> <p>また、観光事業の成功のためにはリピーターの確保が絶対条件となるため、DCキャンペーンにより訪れた観光客に対して、いかにリピーターとするかをより深く研究する必要がある。その際にリピーターの定義付けからはじめ、対象となるリピーターの選定をした上で、具体的なリピーター戦略の方策をまとめる必要があるため、早急に県主導による具体的かつ体系的なリピーター戦略の方針の確立を検討することが必要である。</p> <p>④ 観光消費額が高い外国人観光客誘致の強化（42頁・2頁）</p>	<p>（対応済み：観光振興課）</p> <p>平成26年度の「観光秋田未来塾」では外部講師を招き「地域観光リーダー育成プログラム」を実施し、将来の地域観光を担う人材を育成することとした。</p> <p>また、その参加者については、エリア別協議会の参加メンバーも含めて広く募集することとした。</p> <p>（対応済み：観光振興課）</p> <p>秋田DCの数値目標は、秋田県観光キャンペーン推進協議会に参加している事業者等の意見を基に努力目標として設定した。</p> <p>秋田DCの効果測定は、期間中の宿泊者数などに加えて、民間シンクタンクの算出により約50億円の経済波及効果も示されている。</p> <p>秋田DCについては、本県の観光振興に向けての大きなきっかけの一つと捉えており、今後、秋田DCに係る様々な成果や課題について、地域の観光事業者とともに検証、解決していく。</p> <p>リピーター戦略については、一昨年のブレDCから「あきたにしました。」のキャッチコピーを使用し、再び秋田を訪れてもらえるよう事業を展開しており、今後も、観光事業者のホスピタリティーの向上や、県民を挙げてのおもてなし運動などによりリピーターの増加を図っていきながら、戦略としての方向性を確立していく。</p>

(意見)

事業の予算配分に関する支出の効果測定としては、各年度の秋田県への外国人宿泊者数の目標と実績の比較が重要な指標の一つとして考えられているが、東日本大震災前の数値目標であり、状況が大きく変化しているにもかかわらず変更を行っていないとのことであるため、当該数値では外国人観光客の誘致事業の支出に関する効果測定を適切に行なうことができない。

したがって、目標数値とは別に予算配分の効果測定を行なうためのより実体に近い予想数値を設定し、達成度合いを詳細に確認することで、当該事業の予算配分に関する効果を確認する体制を整備することを検討する必要がある。

⑤ 秋田県内の地域間および隣県などとの広域連携の強化 (44頁・2頁)

(意見)

各エリア別協議会について、秋田県内のみの団体から構成されているため、県境・行政区域を越えた協議は期待できない。特に「十和田・小坂・八幡平」および「秋田白神」エリアに関しては、青森県との県境にまたがる観光地であるため、当該エリア別協議体において、青森県側における同団体と共同する方策を検討することが必要である。

また、秋田県は他県から日帰りで行われる観光客が多いと考えられるため、「ルート観光」に関連した隣県との広域連携が非常に重要な位置付けを占めると考えられるため、具体的な「ルート観光」に関する協議(鉄道・バスなどの交通手段の連携も含めたもの)を実施していくことが必要である。

⑥ 笑顔でのおもてなしによるリピーターの増加 (45頁・3頁)

(意見)

「おもてなしSTAFF」に関する取組について、登録人数などの管理はしっかりと行なわれているものの、活動のフィードバックの方法が確立されていないため、会員の自主性に任されているおもてなし活動が継続して行われない可能性がある。

今後の活動へと繋げるためには、フィードバック作業は重要な要素となる。

フィードバック作業については、様々な方法が考えられるが、その一つの方法として、アンケートにおける「おもてなしSTAFF」からの改善提案などの吸い上げを実施し、提案に基づいた研修などを行っていくことを検討することが必要である。

(対応済み：観光振興課)

平成25年度末に策定した「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」において、実態に近い外国人宿泊者数の目標値の見直しを行った。

(対応済み：観光振興課)

エリア別協議会は県内に限定した組織であるが、既に隣縣市町村と広域観光に関する協議会を組織し、観光ルートづくりや二次アクセスの検討など、連携した取組を行っている。

白神山地についてはJR五能線沿線の協議会等で、十和田・小坂・八幡平については、十和田湖観光推進会議等で、広域観光の推進を図っていく。

(対応済み：観光振興課)

「おもてなしSTAFF」に対し平成26年3月～4月にアンケート調査を実施し、平成26年度の秋田県観光キャンペーン推進協議会総会で、STAFFからの意見や要望等の結果をフィードバックした。

今後も、観光振興課職員が、おもてなしSTAFFの登録団体が主催する会議に出席してアンケート結果等を発表するなど改善に努めていく。

(2) 組織・業務分掌について

① 秋田県の観光に関する組織編成について (46頁・3頁)

(意見)

秋田県は業務の迅速性および各課の横断的取組を重視して、平成24年4月1日に組織改編により「観光文化スポーツ部」を新設しており、当該部の中に観光関連事業にかかわる課として、観光戦略課、観光戦略課イメージアップ推

(対応済み：観光戦略課)

観光戦略課は観光文化スポーツ部の主管課として、部全体の予算・決算、第2期ふるさと秋田元気創造プランの進行管理、観光の推進方針等の企画・管理等を行って

進室、観光振興課の3課（室）を設置している。

当初の目的では観光の基本方針・大綱を観光戦略課が担い、具体的な調整および実施を観光振興課が担うことを予定していたことが伺えるが、観光戦略課の業務分掌によると指定管理者および第三セクターの管理、グリーンツーリズムに関する業務が規定されており、観光戦略課は必ずしも観光の基本方針・大綱のみを行なう部署ではなくなっている。これにより本来であれば、観光振興課が行なう方が適切であると考えられるツアーの企画募集に関連する業務（具体的には平成25年度「美の国秋田・旬を感じるツアー」など、企画募集自体は他団体ではあるが問い合わせの窓口として、観光戦略課が併記されている。）までもが、観光戦略課で行なわれている状況にある。

本来であれば、観光戦略課においては、戦略および基本方針の策定および管理に専従させる必要があると考えられるため、観光戦略課と観光振興課が行なう業務分掌の見直しを検討することが必要である。

② 一般社団法人秋田県観光連盟との関係について

(49頁・3頁)

(意見)

本来、一般社団法人は会員に役立つ業務を行い、運営費などを会員からの会費によって賄い、事業運営を行うことを基本とするものであるが、一般社団法人秋田県観光連盟の場合は、秋田県からの委託業務による収入および補助金が経常収益の80%超であることからわかるように秋田県観光振興課の下請け業者的な役割となってしまう。確かに一般社団法人秋田県観光連盟の目的が観光振興という点では共通していることから、秋田県の本来行うべき業務を代行している点は一定の理解が出来るが、現状では会員に役立つ業務の提供と言うよりは、秋田県における観光事業の代行業者的な役割に近いと考えられる。したがって、一般社団法人秋田県観光連盟の本来あるべき業務、ひいては連盟と秋田県との関係について、今一度再考すべきである。

また、秋田県から観光連盟への業務委託について、観光連盟側での再委託率が56.2%と高めであることから、委託業務費用の節減の観点から秋田県側で直接業務を行える可能性がないかを十分に検討する必要がある。更に、秋田県から連盟へ業務委託を行う基準（どの業務を観光連盟に委託するか）が不明瞭であるため、まずは委託業務全体を再度洗い直し、前述した観光連盟の役割分担の見直しを考慮した上で、観光連盟への委託業務に関する基本方針および基準を設定すべきである。

2 個別の事業について

(2) 個別事業（観光費）

③ 広域観光団体共同事業

(e) 民間タイアップ地域観光推進事業

(84頁・4頁)

(意見)

民間タイアップ地域観光推進事業は、「県外観光客の増加を図るため、県、J R 東日本株式会社及び一般社団法人

るほか、県有観光施設の指定管理及び第三セクターの管理等を所掌するなど、部内の内部管理を行っている。なお、グリーンツーリズムを含めた体験型観光企画の推進に関する業務については、平成26年度から観光振興課に移管済みである。

観光振興課は、地域の観光の取組への支援、観光地づくりの推進、国内外からの誘客プロモーションや情報発信に関する業務などを所掌することとしており、当該二課に係る役割分担については今後も適時適切に見直しを検討していく。

(対応済み：観光振興課)

平成24年6月に、秋田県観光連盟内に「観光連盟の機能強化に関する検討委員会」を設置し、県との関係、観光連盟の方向性等について整理するとともに、当該検討委員会の報告を受け、県では、平成25年1月、今後の観光連盟のあり方について考え方をまとめた。

県は秋田県全体の観光振興における基本的な施策の方向性や具体的な施策の企画立案を行い、観光連盟はその具現化に向けて、会員である観光事業者等が主体となった事業を実施することとしている。

平成26年度は、委託事業を精査したことにより、観光連盟が直接実施できない業務は、全て県から実施企業への直接発注とした。

今後も、観光事業の多様性といった特性を考慮しながら、前述の県と観光連盟の役割分担に基づき、委託の可否を決定していく。

(対応済み：観光振興課)

平成25年度末に策定した「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」において、体系上

秋田県観光連盟で構成する「秋田密着型旅行商品開発促進協議会」へ負担金を支出することを目的としている。

当該事業費はすべて秋田密着型旅行商品開発促進協議会に対する負担金である。

当該協議会が平成24年度に実施した事業の中に、秋田おもてなしガイドブックの作成、秋田観光おもてなしマイスターの育成がある。

一方で現在、県を挙げての「おもてなしムーブメント」の取組が行なわれているが、重点推進方針において、こうした「おもてなしムーブメント」の取組推進を謳っているのは重点目標3においてである。

しかしながら、当該広域観光団体共同事業は重点推進方針の中では重点目標1の事業として実施されている。

つまり、重点推進方針で掲げたものを個別事業として実施しようとする場合、「おもてなしムーブメント」の取組促進を個別事業として実施するならば、重点目標3に紐付く事業として位置付けされるべきところを、実際は重点目標1の事業として実施されている。

そのため、基本方針的役割を果たす重点推進方針と個別事業が必ずしも厳密に結びついているとは言えず、県としての方針を明文化しているにもかかわらず、これが個別事業まで落とし込めていない。このことは、重点推進方針の効果測定を困難にする原因となる。

したがって、今後、基本方針的役割を果たす計画などが策定される場合には、それを実現するための個別事業を厳密に紐付けていく必要がある。

④ 観光連盟強化支援事業 (85頁・5頁)

(意見)

秋田県によれば、秋田県観光連盟への補助金(31,480千円)は、本来的には観光連盟が担うべき業務に係る経費のうち、観光連盟の公益的目的を踏まえて県が助成しているものであるとのことである。

ただし、観光連盟は一般社団法人であり、公益性が法的に認定された公益社団法人ではない。そのため、不特定多数の者の利益の増進に寄与しなくとも、一定の者の利益の増進に寄与していれば、その存在目的は果たされることになる。

秋田県観光連盟が、一定の者の利益の増進を目的とするならば、会員からの会費収入などの自己収入のみを持って事業経費をまかなうべきところであるが、会員外を含む秋田県観光全体に利益を供する事業も展開していることから、秋田県から補助金が助成されている。

このようなことから、秋田県は、観光連盟の公益的目的を踏まえつつも、観光連盟が一般社団法人であり、一定の者の利益の増進に寄与している面がある状況を鑑み、補助金の縮減を含めた検討をしていく必要がある。

⑩ 韓国ドラマロケ地ブランド化推進事業

(89頁・5頁)

(意見)

韓国ドラマ秋田サポート委員会に対する負担金については、先ず秋田県側でどの程度負担金が拠出できるかが決定

の計画と事業のねじれ状態を解消した。

(対応済み：観光振興課)

県は秋田県全体の観光振興における基本的な施策の方向性や具体的な施策の企画立案を行い、観光連盟はその具現化に向けて、会員である観光事業者等が主体となった事業を実施することとしているが、自主財源の確保等により観光連盟の態勢が強化されるまで、県はサポートしていくこととしている。

今後、観光連盟の態勢強化の進捗を踏まえながら、補助金の縮減等に向けて検討していく。

(対応済み：観光振興課)

韓国ドラマ秋田サポート委員会は既に解散しているが、今後、同様の負担金を拠出

<p>され、これに応じ委員会が負担金の使途としての事業内容を決めるとのことであった。このような場合、負担金の金額が、本来必要な金額よりも多くなってしまっている可能性がある。</p> <p>すなわち、委員会の事業計画に基づく負担金の金額ではないため、受領した負担金は自由に使い得ることから、事業費削減のインセンティブははたらかない。</p> <p>ここで、秋田県からの負担金は税金が財源となっているため、予算が付くから付いただけ使用する、という可能性を排除し、真に効果のある事業のみを行うべきである。</p> <p>当該負担金については、その内訳の大半があらかじめ決定されている韓国ドラマへの撮影協力負担金であると言う特殊事情があるものの、負担金の金額の決定方法については、出来る限り、先ず委員会に事業計画の提出を求め、これを基に折衝を繰り返し、負担金の金額を決定していくというプロセスとすべきである。</p> <p>なお、これは本件に限らず、このようなプロセスを経て金額が決定されるその他の負担金についても同様である。</p>	<p>する際は、事業計画を十分に検討した上で、負担金の金額を決定していく。</p>
<p>3 観光施設について</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>A 指定管理者の公募・選定について(103頁・6頁) (意見)</p> <p>平成24年度中に指定管理者として選定されていた指定管理者について、指定管理者の候補者選定委員会による選定結果を見ると、選定の対象となった施設のすべてにおいて候補者は1者のみであり、候補者のすべてが指定管理者として選定されている。</p> <p>指定管理者の候補者の募集は原則公募で実施することになり、公募に当たっては募集要項を県の公報およびホームページに登載する。公募期間は2ヶ月である。</p> <p>その後、部局長、次長、主管課長、施設所管課長、外部の有識者など5名以上(委員の過半数は外部委員としなければならない)の委員で構成する候補者選定委員会を設置し選定することとなる。</p> <p>ここで、指定管理者制度の運用に係るガイドラインによると、指定管理者の候補者として申請するためには、県内の業者であることが要件として定められている。秋田県によれば、県内産業の振興および育成、県内における雇用創出の観点から県内要件を設定しており、県内経済状況に大幅な改善が見られないことから当該要件を存置しているとのことである。そのため、現在のところ県外の業者が指定管理者の候補者となることのできない状況である。</p> <p>指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費の縮減等を図る」と定められており、当該目的を達成するためにも幅広く指定管理者を募集することが必要だと考えられる。とりわけ、観光施設については全国各地にノウハウを持った事業者が存在するため、これらの業者についても指定管理者の候補者となれるようにすべきであり、県内業者であることを要件とする現在のガイドラインを改定することを検討することが必要である。</p>	<p>(対応困難：総務課)</p> <p>県内経済が未だ改善されていない現状では、産業振興や雇用創出の観点から、指定管理者を県内業者とする地域要件は引き続き必要であり、当該要件が設定されても、県内にノウハウを持つ事業者が複数いる場合には、それらの者の競争により、サービス向上や経費縮減などの効果が一定程度期待できることから、当該措置を存置する現行ガイドラインについては、当分の間、これを維持していくこととする。</p>

B. 施設の利用料金について（104頁・6頁）

（意見）

秋田県によれば、指定管理者制度を採用している観光戦略課所管の公の施設で、施設の利用料金以外に指定管理料を収入とする、いわゆる利用料金併用制をとっている指定管理者は、「株式会社秋田ふるさと村」と「株式会社男鹿水族館」の2社である。利用料金併用制は、施設の利用料金のみで施設の運営が困難な場合に、不足する部分について公費で賄う制度である。施設の運営は、本来、施設の利用の対価として徴収された利用料金のみでされるべきであり、利用料金により施設の維持・管理運営に要する経費を賄うことが望ましく、運営に必要な費用は、基本的には施設の利用者である受益者が負担する必要があると考えられる。つまり、利用料金併用制ではなく、本来は施設の利用料金のみで施設を運営する完全利用料金制にするべきである。しかし、実際には利用料金だけでは施設の運営が困難な施設もあるため、公費が投入されているのが現実である。そのため、実際は施設を利用していない人も施設の運営に不足する部分について間接的に負担していることになる。

指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費の縮減等を図る」とされているため、指定管理者は提供するサービスの質を下げることなく利用者の負担を最小限にする施策が必要であり、施設の利用率や稼働率などの利用状況を十分に把握し運営することが求められる。このため、たとえば各施設の利用料金の設定などを工夫することも考えられる。両施設の年間利用者数をみると、夏場がピークであり冬場は著しく利用者が減少しているのが見てとれるため、冬場の閑散期に利用料金を低く設定することなど、更に集客力を高める施策を検討することが必要である。

C 施設利用率向上の施策について（106頁・7頁）

（意見）

施設の利用率向上の施策の一つとして、料金面での工夫が挙げられる。現在、指定管理者制度を採用している観光戦略課所管の公の施設では、団体割引やシルバー割引、福祉割引などの一般的な割引制度は採用しているものの、利用率を向上させるような料金面での工夫が不足しているように考えられる。

料金面での工夫の一つとして特別な割引制度や季節料金などがある。特別な割引制度は、たとえば、青森県営浅虫水族館では前日の降雪量により割引率を設定する「降雪割引」を採用している。また、名古屋港水族館では、小・中学生および幼児（4歳以上）が、二親等内の親族である両親・祖父母・高校生以上の兄弟姉妹と同時に購入または小・中学生、幼児（4歳以上）の兄弟姉妹が同時に購入した場合には料金を割引する「家族割引」を採用している。更に、千葉市民ゴルフ場は、対象期間中にプレーした領収証5枚集めると次回のプレー料金を割り引く「回数割引」を採用している。その他には、多くの施設で他社や他の施設と提携して料金を割り引く「提携割引」などもある。季節

（対応困難：観光戦略課）

指定管理料は、施設全体の保守点検費用や非収益施設の管理費を積み上げて積算し、指定管理者に支払うものであるが、これら施設の多くの部分が非収益施設であることから、利用料金のみでは賄いきれず、利用料金併用制を採用しているものである。

また、利用料金は、各施設の指定管理者が、条例上の使用料を基に設定することになるが、冬場の閑散期の料金を低く設定することは、会社の収支等を勘案し決定する必要がある。積雪の多い当県において、利用料金を低く設定することで直ちに利用者の増加につながるとは言いきれないものの、検討課題の一つとして捉えていく。

（対応済み：観光戦略課）

各指定管理者ともに、割引料金や減免規定を設けており、例えば、周辺施設の入浴料とセットになった安価な周遊パスポートの発行や閑散期料金の設定などにより、利用率向上を図っているが、今後も、各施設の実情に応じ、柔軟に利用料金を設定し、利用率向上を図っていく。

料金は、主に閑散期と繁忙期の料金体系を変えることにより年間を通じて収益を安定させる施策である。たとえば、いわき市遠野オートキャンプ場や高知県立土佐西南大規模公園（オートキャンプ場）、群馬県青少年自然の家など多くの施設で採用されている。

このように、施設の利用率向上の施策としての料金面での工夫は多種存在している。秋田県としては、施設の利用率向上を図ることにより観光客の増加に繋がることから、たとえ完全利用料金制度を採用している施設であっても、施設の利用率を向上させるためにさらなる料金面での工夫を検討することが必要である。

D 指定管理者導入施設の評価制度について

(106頁・8頁)

(意見)

「秋田県指定管理者制度導入施設における評価実施要領」において、指定管理者の業務改善を促し、もってサービス水準の向上ならびに当該施設の目的に照らした運営の適切性および効率性の確保を図ることを目的として、指定管理者制度導入施設の管理状況などの評価を実施すると定められている。

評価の実施は、一次評価と二次評価の二段階で行われる。まず、一次評価については、指定管理者が当該年度の利用目標の達成状況、利用者満足度の状況、管理運営体制の状況およびサービス向上に向けた取組の実施状況の4つの観点について、各評価項目ごとに自己評価するとともに、その結果を事業報告書における管理業務の実施状況に関する事項および管理施設の利用状況に関する事項の一部として、翌年度4月末までに県に報告する。

次に、二次評価については、県は指定管理者から提出された自己評価（一次評価）に基づき、必要に応じてヒアリングおよび実地調査を実施し二次評価を行うこととされている。

しかしながら、県が実施している二次評価は一次評価と同一の結果になっており、ヒアリングの結果、一部の項目で特に実地調査等を行わず、指定管理者の一次評価を鵜呑みにし評価した結果があることが判明したことから、二次評価の実効性に疑問が残る。

当該評価制度の実効性・正当性を確保するためには、現在、一次評価と二次評価の二段階になっている制度に、独立した第三者の評価を付け加えることが考えられる。

また、二次評価者の評価方法が明文化されていないことから、具体的に実施する手続および時期を明文化するとともに、三次評価として独立した第三者のモニタリング制度を導入すべきである。

E 月例報告のフォーマット (109頁・8頁)

(意見)

施設の管理に関する基本協定書によれば、その第21条に指定管理者は、毎月、秋田県が指定する期日までに月例報告書を提出しなければならないと定められている。現在、月例報告書の様式が統一されていないため、各指定管理者の提出する月例報告書の様式は様々であり、業務の実施状

(対応予定：総務課)

二次評価の手続等については、具体的な実施方法を検討していく。また、第三者評価については、今後その導入に向けて、評価方法等の検討を行っていく。

(対応済み：観光戦略課)

観光施設については、平成26年4月の月例報告から様式を統一化した。

況や管理施設の利用状況などの情報についての施設間の比較が非常に煩雑となっている。

そのため、各施設に共通的な事項については統一のフォーマットにより月例報告書の提出を受けることで、施設間の比較を容易に実施することができ、かつ、情報収集についても非常に効率よく実施することができると考えられる。したがって、共通的な事項について月例報告書の様式統一化を検討することが必要である。

F 月例報告書の收受印の押印もれについて (110頁・9頁)

(指摘)

秋田県によれば、県の行政文書管理要綱により、收受した書類などについては收受印を押印することになっており、指定管理者から受領する月例報告についても受領時に收受印を押印する必要がある。

しかし、株式会社秋田ふるさと村、株式会社男鹿水族館および田沢湖高原リフト株式会社以外の指定管理者から受領した月例報告についてはFAXやデータで受領しているという理由で收受印を押印していない。そもそも收受した書類などについて收受印を押印するのは、受領した日時や受領した事実を証明するために必要なものである。

そのため、FAXで受領したものについてはFAXに收受印を押印する、データで受領したものについては紙面で打ち出し收受印を押印する、または指定管理者に紙面で提出することを義務付けるなど、県の行政文書管理要綱に準拠した取扱いをすることが必要である。

G アンケートによる評価について (110頁・9頁) (意見)

「秋田県指定管理者制度導入施設における評価実施要領」によると、指定管理者は、県と協議の上、施設の管理状況、職員の対応状況などサービスに関する利用者満足度を測定するため、利用者アンケート調査を実施することになっている。

利用者数に対する回答者数の割合を算定すると、各施設のアンケートの回収率は相当低いものであると言え、当該回収率をもって施設全体の利用者満足度を測定することに疑念がある。

また、視察した秋田県ふるさと村にはアンケート回収箱が2か所設置してあるが、回収箱が柱の陰に隠れているなど非常にわかりづらい場所にあり、アンケートに回答してもらう動機付けが適切になされていない。

したがって、たとえば、アンケート回収箱の設置場所やアンケート用紙の配布方法の変更、割引券や無料券の抽選配布、利用者の意見に対する秋田県の対応策や返事などをホームページ上で公開するなどし、利用者目線で対応することで、アンケートの回収率の向上と利用者満足度の向上を図るべきである。

その結果、より信頼性のあるアンケート調査結果を導くことができ、指定管理者制度導入施設の適切な評価に繋がると考えられるため、アンケート調査の実施方法については検討することが必要である。

(対応済み：観光戦略課)

平成26年4月の月例報告から様式を統一化したことに伴い、報告はすべて紙面での提出とし、そのすべてに收受印を押印している。

(対応済み：観光戦略課)

施設においてアンケート調査を実施する目的は、利用者満足度を測定するとともに、利用者からの意見をもとにサービス改善に繋げることであり、こういった内容の意見があるか、ということも重要になってくる。

現在、各施設ともできるだけ多くのかつ、より内容のある回答が得られるよう工夫しながらアンケート調査を実施しているところであるが、今後ともより良い方法について検討していく。

(2) 秋田県ふるさと村

A 施設と設置目的について (114頁・10頁)

(意見)

秋田県ふるさと村条例第1条によると、「秋田県の文化遺産を次代に継承するとともに、郷土の文化を創造する機会を提供し、及び観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もって県民のゆとりある文化的な生活の向上に寄与するため、秋田県ふるさと村に各施設を設置する」と定められている。

現在の秋田ふるさと村の施設の中には、ワンダーキャッスルのトリックアートワールドあきた遊びの国、星空探検館スペースシアなど、秋田県の自然、歴史、産業などに関する情報と何ら関係のあるものではなく、当初の設置目的に合致した施設の利用とはなっていないと考えられる。

そもそもの秋田県ふるさと村の設立目的を念頭に置いた上で、どのようにすれば秋田県の自然、歴史、産業などを利用者に伝えることができるのか、設置目的に従った施設利用方法を十分に検討することが必要である。

B 指定管理料について (116頁・10頁)

(意見)

秋田県では、指定管理者の業務実施に対する対価について、指定管理者制度の運用に係るガイドラインの中で利用料金制の有効活用を謳っている。利用料金制は、利用者の利用料金が指定管理者の収入となるため、指定管理者の経営努力の発揮が指定管理者の利益に直結する。そのため、利用料金制を採用することによって指定管理者の自主的な経営努力の発揮や県および指定管理者の会計事務の効率化などが期待できる施設については、施設の性格や設置目的、その有効な活用および適正な運営ならびに委託に係る会計事務の効率化の観点から総合的に判断し、利用料金制の採用を検討している。

秋田県ふるさと村については、指定管理料と利用料金の併用制を採用しており、秋田県からの指定管理料と秋田県ふるさと村の利用料金の両方の収入があることになる。ここで、指定管理料は、指定管理期間である5年間の総額で決められており、年度ごとに均等割となっている。

秋田県ふるさと村は、平成6年度の開村当時、入村者1人当たり千円の入村料を徴収していたが、入村者が伸び悩んだため、平成11年度から入村を無料開放している。平成11年度の無料化を実施するまでの間に赤字経営が続いていたことから、平成11年度までの累積で最大161,009千円の累積赤字となっていた。その後、無料開放の効果もあり順調に利益を計上しており、平成21年度には累積赤字を解消するに至っている。累積赤字を解消した平成21年度から現在に至るまでは損失は計上しておらず、比較的安定した経営をしている。

このような経緯があったことから、秋田県ふるさと村については、指定管理料と利用料金の併用制となっていたが、ここ最近では安定した経営をしており、累積赤字も解消し、単年度黒字化を達成しているため、利用料金併用制を採用していることの是非や、指定管理料の変更について検討す

(対応済み：観光戦略課)

条例の設置目的には、明確に観光目的もうたわれているが、設置から20年が経過したことから、現在、検討委員会を設置し、将来的な施設のあり方や、利用者ニーズのズレ等の課題解決に向けた取組の方向性について検討を行っている。

(対応困難：観光戦略課)

指定管理料は、施設全体の保守点検費用や非収益施設の管理費を積み上げて積算し、指定管理者に支払うものであるが、秋田県ふるさと村の施設の多くの部分が非収益施設であることから、利用料金のみでは賄いきれず、利用料金併用制を採用しているものである。

なお、将来的な施設のあり方については、検討委員会を設置し、現在、検討を行っている。

ることが必要である。

C 余剰資金について（117頁・11頁）

（意見）

株式会社秋田ふるさと村の平成24年度末貸借対照表には、普通預金216,833千円、定期預金270,000千円、投資有価証券100,000千円が計上されている。秋田県によれば、資本金は公金と認識しており、現金、普通預金、定期預金で留保しているとのことである。投資有価証券については、北東北3県の観光振興と交流ネットワークの構築をテーマとする「北東北みらい債」（地方債）とのことである。

しかしながら、留保している普通預金および定期預金の合計486,833千円は総資産644,877千円の約75%を占めており、相当な金額を留保していると言える。また、投資有価証券については、償還期間5年の地方債であり長期間資金が固定化することになるが、このような状況においても資金繰りに特段の問題は生じていないことから、当該現金預金および投資有価証券への投資は余剰資金であると言わざるをえない。

株式会社秋田ふるさと村については、近年は単年度黒字化を達成していることから、このような余剰資金については秋田県に何らかの方法で返還することを検討すべきである。

D 投資判断基準について（117頁・11頁）

（意見）

株式会社秋田ふるさと村は地方債に100,000千円投資している。しかし、有価証券などの投資に対する投資判断基準が規程などで明確に定められていない。秋田県によれば、投資判断は経営者の経営判断に委ねているということであるが、株式会社秋田ふるさと村は秋田県が出資している第三セクターであり、かつ、施設の利用料金のほかに指定管理料を受けている指定管理者であるため、資金の用途については適切に関与すべきである。更に、投資案件については適切な投資判断基準に基づき投資されるよう規程などの整備をすべきである。

また、地方債である「北東北みらい債」への投資についてであるが、資金の流れをみると、観光費として支出された指定管理料が、北東北みらい債の対象事業である交流ネットワーク道路整備事業へと流れており、事業費の付け替えになっているような誤解を与えてしまう。株式会社秋田ふるさと村は、施設の利用料金のほかに秋田県から指定管理料も受けている指定管理者であり、資金の用途については誤解が生じないよう慎重に判断するべきである。

E 秋田県ふるさと村内の案内表示について

（118頁・12頁）

（意見）

現在、秋田県では県の観光重点施策として、観光消費額が高い外国人観光客誘致を強化している。秋田県ふるさと村には海外からのツアー客も多く、特に中国、香港、台湾、韓国の観光客が多くを占めている。そのため、村内には中国語および韓国語の村内パンフレットを用意している。

（対応済み：総務課、観光戦略課）

普通預金や定期預金等は、資本金を形成するものであり、全体として余剰資金と認識することは難しい。

なお、昨年度末に策定した、「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第2次）」では、当該法人を「県関与の縮小・廃止」と位置付けており、今後も県保有株式の処分を目指し、経営改善に取り組んでいく。

（対応済み：総務課、観光戦略課）

これまでも県では「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針」により、「確実かつ有利な方法による資産運用」を指導してきている。

今回の意見を踏まえ、県から法人に対し、資金運用について客観的に確認できる明文化されたルールの整備を求め、法人において、平成26年6月4日付けで規程を整備した。

（対応済み：観光戦略課）

秋田県ふるさと村内の案内表示は、現在も英語や中国語での表記をしているが、今後も利用者ニーズや経営状況、費用対効果等を勘案しながら対応していく。

しかしながら、村内の案内表示の多くは外国語対応がなされておらず、広大な敷地内を効率良く見ることが難しいと考えられる。したがって、パンフレットのみではなく村内の主要な施設などに効率良く案内できるよう、外国語対応の案内表示を更に多く設けるべきである。

F 秋田県から貸与されている重要物品について
(118頁・12頁)

(意見)

観光戦略課の平成24年度監査資料によれば、秋田県が株式会社秋田ふるさと村に貸与している重要物品で平成24年度にまったく利用していない物品（映像フィルムなまはげ漫遊簿価180,000千円など）が存在している。

これらの物品については、取得当初は利用していたが現在は使用しておらず倉庫で保管しているのみの状況となっている。これらの合計金額は261,698千円と金額的に大きく、廃棄または今後有効活用するよう検討することが必要である。

G 防災訓練の参加率について (119頁・12頁)

(意見)

秋田県ふるさと村では、有事に備え不特定多数の来村者と全社員の生命と安全を守るために通報連絡から避難誘導まで一連の消防活動を、組織的な指示統率の元に、自衛消防隊の総合訓練を実施し、防火意識の高揚を図るとともに、訓練を通して社員の消防技術の習得を図ることを目的として防災訓練を年間2回実施している。

横手市消防署の立会のもと、通報連絡や館内放送、来村者の避難誘導、初期消火活動など本格的な訓練内容となっており、防災意識の高さがうかがえる。

しかし、防災訓練の参加者数はテナント職員および外部職員の参加率が特に低い状況となっている。広大な敷地内の安全管理を実施する上で秋田県ふるさと村の職員のみで対応することは不可能であり、有事の際に全職員が対応できるようにする必要があると考えられる。そのため、防災訓練計画を職員に対して周知徹底することや開催時間の調整など、テナント職員および外部職員の防災訓練の参加率を向上させる施策を検討することが必要である。

H 取締役会の開催頻度について (119頁・13頁)

(指摘)

株式会社秋田ふるさと村は定款により、取締役会の設置会社である。

会社法第363条第2項において、取締役は3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役に報告しなければならないとされており、少なくとも3か月に1回以上は取締役会を開催する必要がある。

実際、同社の取締役会規則においても同様の内容が規定されているが、平成24年度における取締役会の開催日程の実績は平成24年6月8日、6月25日、10月26日および3月29日の4回であり、3か月に1回以上の開催がなされていない。

秋田県ふるさと村の繁忙期は夏場であり、夏場について

(対応済み：観光戦略課)

平成23年度の包括外部監査において、「郷土資料として貴重な映像が含まれる」との指摘があったことから、他施設での活用を検討したが、対応できる映写設備がない等の問題があり、活用には至っていない。貴重な郷土資料であることから、今後とも、現況の変化等を見据えて、有効活用を検討していく。

(対応済み：観光戦略課)

指定管理者に対し、参加率の向上に努めるとともに、1職員が年1回以上参加できるよう勤務体系等を工夫しながら実施するよう指導した。指定管理者においても今後その点に配慮しながら実施することとしている。

(対応済み：観光戦略課)

法人において、平成26年度から会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定することとしている。

<p>こそ各取締役の業務の執行状況を報告する必要があると考えられるため、会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定する必要がある。</p>	
<p>(4) 秋田県営八幡平オートキャンプ場 A 利用者数増加への一層の経営努力について (123頁・13頁)</p> <p>(意見) 八幡平オートキャンプ場の平成24年度の過去3年平均の年間利用者数は3,083人であり観光戦略課が管轄しているその他のオートキャンプ場と比較しても決して多いとは言えない。</p> <p>開設時の投資額の効率性を利用者人数の観点から確認するために、開設時の総事業費用を過去3年間の年間利用者数の平均値で割った数値に関しては、その他の秋田県観光戦略課の管轄である全てのオートキャンプ場と比較して2倍以上の金額となり、非効率な投資であったと言える。</p> <p>また、近年では玉川温泉の雪崩事故、八幡平熊牧場での事件がニュースで大きく取り上げられた影響を受け利用者数が減少しているとは言え、平成24年度のシーズンの最盛期でも6割程度の利用者数しか入っていない。そのため利用者数を増やすため、より一層の経営努力を実施する、もしくはキャンプ場の活用方法の一部転用を検討することが必要である。</p> <p>B 保険について(124頁・13頁) (指摘) 指定管理者は、議会による議決があり指定管理者として指定された場合、知事などと、管理の業務に関する事項、県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項、管理運営の細目事項など、管理業務の実施に当たり必要な事項について協定を締結する。秋田県営八幡平オートキャンプ場についても、秋田県と有限会社八幡平リゾートとの間で「秋田県営八幡平オートキャンプ場施設の管理に関する基本協定書」が締結されている。</p> <p>その中の第31条第2項にて指定管理者が行なう管理業務の実施に当たり、指定管理者が付保しなければならない保険として、施設賠償責任保険および第三者賠償保険の2つが挙げられている。しかし、有限会社八幡平リゾートは現指定管理期間となってから一度も加入しておらず、秋田県も確認をしていなかった。</p> <p>当該保険は、施設や業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償する保険であり、付保することが求められているものであるため、速やかに加入する必要がある。</p> <p>また、秋田県においても基本協定書で締結した内容が適切に実施されているかを確認することは非常に重要なことであり、保険証券の提出を義務付けるなどし、適時適切なチェックの実施を検討することが必要である。</p>	<p>(対応済み：観光戦略課) 平成26年5月19日に運営協議会を開催し、指定管理者に対し、会社の経営状況等を勘案しながら、施設の利用促進を促すための対策を講じるよう指導した。</p> <p>今後も状況の変化等を踏まえ、指定管理者に対し、指定管理協定の範囲内で様々な取組を実施するよう働きかけを行っていく。</p> <p>(対応済み：観光戦略課) 指定管理者において、平成26年6月24日から保険に加入しており、県では保険証券の内容も含め確認を行った。</p>
<p>(5) 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター A 公共施設の利用者満足度(H24年度)調査表と実際のアンケート用紙との差異(127頁・14頁)</p>	

<p>(意見)</p> <p>大潟スポーツ宿泊センター(サンルーラル)のアンケート調査に関して、「公共施設の利用者満足度(平成24年度)調査表」では満足度の算出方法が3段階のアンケート調査により「満足」「やや満足」と回答した利用者の割合が94.6%と記載されていた。</p> <p>しかし、入手したホテルの宿泊の実際のアンケート用紙の回答項目は「良い」「普通」「悪い」の項目の記載があり、ホテルのレストランの実際のアンケート用紙の回答項目には「大満足」「満足」「満足していない」の項目の記載がされていた。</p> <p>「公共施設の利用者満足度(平成24年度)調査表」の回答項目と実際のアンケート用紙の回答項目との差異の原因はサンルーラル大潟の報告内容に誤りがあったためであったが、実際の算出方法は、ホテルの宿泊アンケートに「良い」と答えた割合とホテルのレストランのアンケートに「大満足」「満足」と答えた割合が94.6%であった。</p> <p>結果として、サンルーラル大潟の報告内容に大きな間違いがあったわけではないが、「管理運営状況等評価票」の数値に誤りがあっても、秋田県としてはそれに気付かず、自己申告の内容をなんら確認することなく、評価を実施している状況を露呈している。そのため、指定管理者の管理運営の状況を適切に把握し評価するために、なんらかのチェック体制(モニタリング)を構築すべきである。</p>	<p>(対応済み:観光戦略課)</p> <p>平成26年5月22日に運営協議会を開催し、「管理運営状況等評価票」の内容について、指定管理者に対するヒアリングや実地確認を行い、2次評価を行った。</p>
<p>(6) 秋田県営秋の宮山荘</p> <p>A 備品の管理について(129頁・14頁)</p> <p>(指摘)</p> <p>「秋の宮山荘運営協議会」の資料によれば、株式会社秋の宮山荘が秋の宮山荘施設内の備品をすべて管理しきれておらず、県が購入した備品と株式会社秋の宮山荘が購入した備品が入り交っている状況である。</p> <p>このような状況では、固定資産を実地照合することはできず、株式会社秋の宮山荘が備品を処分しようとしたとき、そのつど、処分する資産が県の資産であるか県の資産台帳を確認する必要があり非常に煩雑である。県としては県の資産が秋の宮山荘にある事実を確認するとともに、秋の宮山荘施設内にある財産を早急に株式会社秋の宮山荘の所有物であるのか県の所有物であるのかを識別する必要がある。</p>	<p>(対応済み:観光戦略課)</p> <p>平成26年5月23日に開催した運営協議会において、備品管理について指導を行い、その後、指定管理者において、所有区分の確認作業を行った。</p>
<p>(10) 秋田県営由利高原オートキャンプ場</p> <p>A 運営協議会の議事録の作成(137頁・15頁)</p> <p>(指摘)</p> <p>「秋田県営由利高原オートキャンプ場運営協議会要綱」の第5条において、「業務を円滑に実施し、情報交換および業務の調整を図るため、運営協議会の会議は年1回以上開催し、運営協議会の協議内容については議事録を作成するものとする」とある。</p> <p>しかしながら、由利高原オートキャンプ場の運営協議会について、平成24年度の運営協議会の議事録が存在しないため、協議会自体が実施されているか否かが不明である。</p> <p>また、議事録が作成されていないと、協議内容を共有することが難しくなり、決定事項に対する責任も不明確なも</p>	<p>(対応済み:観光戦略課)</p> <p>平成26年5月30日に運営協議会を開催し、議事録を作成した。</p> <p>今後も、決定事項に対する責任を明確化するため、作成・保存していく。</p>

のとなってしまう。そのため秋田県由利本荘市では運営協議会を実施したのであれば、議事録を作成し保存する必要がある。

B アンケート調査の回答が0件（138頁・15頁）
（意見）

指定管理者は、県と協議の上、施設の管理状況、職員の対応状況などサービスに関する利用者満足度を測定するために、利用者アンケート調査を実施している。

由利高原オートキャンプ場は利用者アンケート調査を実施したが、利用者が年間で1,318人（平成24年度）であったにもかかわらず、利用者から回答を得られることはできず、アンケート調査の回答がない。

これでは利用者満足度の状況は年次の管理運営状況等評価票の評価対象となっているが、サービス水準向上のために実施された取組の結果が利用者の満足度につながっているのかが見えない。そのため、まずはアンケートの回収の方法を見直し、アンケート回収率を改善すべきである。

C 客単価について（138頁・16頁）
（意見）

由利高原オートキャンプ場の指定管理者は由利本荘市が実施している。しかしながら、由利高原キャンプ場は経営状態が悪く毎年度赤字が計上されているため、由利本荘市が赤字損失（平成24年度は849千円）を被っている状況にある。この赤字の原因をその他の秋田県観光戦略課の管轄である全てのオートキャンプ場と比較し調査した結果、その他のキャンプ場と比較してそもそも利用料収入が少ない理由は、年間利用人数が少ないことと、一人当たりの利用料収入が少ないことがわかった。

そのため、指定管理者である由利本荘市は今後、年間利用人数の増加と一人当たりの利用料収入を増加させるために、毎年行なっている事業以外の集客活動を積極的に実施し利用料収入を増やすことを検討する必要がある。

（対応済み：観光戦略課）

平成26年5月23日に運営協議会を開催し、指定管理者へアンケート回収方法等について指導を行った。

指定管理者では、平成26年度の営業から利用者に対し、アンケートを手渡しでお願いする等、回収率向上に向けての対応を実施している。

（対応済み：観光戦略課）

指定管理者では、これまでも限られた予算の中で費用対効果を勘案しながら、集客のための取組を検討し実施してきている。

県では、今後も状況の変化等を踏まえ、指定管理者に対し、指定管理協定の範囲内で様々な取組を実施するよう働きかけを行っていく。

(12) 秋田県田沢湖スキー場

A 取締役会の開催頻度について(143頁・16頁)

（指摘）

田沢湖高原リフト株式会社は定款により、取締役会の設置会社である。

会社法第363条第2項において、取締役は3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされており、少なくとも3か月に1回以上は取締役会を開催する必要がある。

実際、同社の取締役会規則においても同様の内容が規定されているが、平成24年度における取締役会の開催日程の実績は平成24年7月24日、8月7日および8月28日の3回のみである。

同社はスキー場の運営を主たる業務としていることから繁忙期である冬場についてこそ各取締役の業務の執行状況を報告する必要があると考えられるため、会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定する必要がある。

（対応済み：観光戦略課）

法人において、平成26年度から会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定することとしている。

B 固定資産の実地照合について（144頁・16頁）

（指摘）

固定資産の実地照合は、固定資産台帳と現物とを照合することにより、台帳に掲載されている資産が実在していることを確認するとともに、現物が漏れなく網羅的に台帳に掲載されているかを確認することを目的とする。また、資産の遊休状態の確認なども併わせて実施することができる。

当該固定資産の実地照合については、同社の固定資産管理規程第12条において、「固定資産管理責任者は、毎期末およびその他必要と認められたとき、固定資産管理台帳の記録と現物資産を実地に照合しなければならない。」と規定している。

しかしながら、固定資産の実地照合は長い間行なわれていない状態が継続しており、最後に行なわれた際の記録も残存していないため、実地照合が実施されていない期間が不明となっている。

また、田沢湖スキー場内の固定資産は特に資産番号シールなどでの管理が行われていない。特にスキー場内には秋田県保有で賃貸している固定資産と同社保有の固定資産が混在しているため、資産番号シールを固定資産に添付するなどして、現物と固定資産帳簿が一目でリンクしていることがわかるようにするとともに、管理の対象となる固定資産がわかるように工夫した上で、固定資産の実地照合を行うことが必要である。

C 遊休固定資産について（144頁・17頁）

（意見）

田沢湖高原リフト株式会社が保有する人工降雪機ほか(平成25年5月末簿価10,456千円)について、ここ数年使用実績がなく、またメンテナンスが行なわれていない状態であるため、今後の使用は見込めないとのことである。更に実際人工降雪機を使用する場面が必要となった場合、当該人工降雪機器については、古いタイプのものであり、使用コストの問題から別途新機種を購入することとなるとのことである。

会計上、休止状態にある資産を遊休資産と言う。当該遊休資産について、今後の使用見込みがない場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額する減損会計による評価損失の計上もしくは資産を有姿のまま除却する有姿除却の処理が考えられる。

当該機械装置については、現状では引き続き通常の減価償却費の計上を行っているが、今後の使用見込みがほとんどないと言えるため、処分費用および回収可能価額を検討の上、評価損失の計上もしくは除却処理を検討することが必要である。

D 入場者数の把握（145頁・17頁）

（意見）

指定管理者の管理運営状況を県が確認し評価するために、「管理運営状況等評価票」を作成しているが、その評価項目の1つに「利用目標の達成状況」を評価する欄があり、そこに記載する内容は、目標人数と実績人数を記載することになっている。

（対応済み：観光戦略課）

平成25年度決算において、固定資産の実地照合を行った。

（対応済み：観光戦略課）

固定資産の除却等の処理は、会社の収支に大きく影響することから、法人において、税理士等と相談しながら、その実施時期を見極めていく。

（対応済み：観光戦略課）

各年の比較が困難になることなどから、これまで見直しを行っていなかったが、実際の数と乖離する可能性があることも事実であり、今後、見直しに向けて検討していく。

また田沢湖スキー場では利用者数を把握するために、駐車台数とリフトの輸送人員をカウントして、以下の数式を利用して利用者数を算出している。

平日： $(\text{駐車台数} \times 2.5 + \text{リフトの輸送人員} \times 0.074) / 2$

休日： $(\text{駐車台数} \times 2.5 + \text{リフトの輸送人員} \times 0.074) / 2$

当該数式に関しては、昔から一定であり近年変更していないと伺っている。しかしながら、田沢湖スキー場では近年リフト券を1日券や半日券だけでなく、時間単位で販売しているためリフト券の種類が増えており、また家族構成も上記の数式を決定した当初から変わっている可能性がある。にもかかわらず、上記の数式を見直さず昔から一定としてしまうと、入場者数の推定値が実際と大幅に乖離する恐れがある。したがって、上記の数式は適時に見直すべきである。

E スキー学校売上について（146頁・18頁）

（意見）

田沢湖高原リフト株式会社のスキー場関連の売上は大きくリフト売上・ハウス売上（レストラン売上）・スキー学校売上の3つに区分することができる。

そのうち、リフト売上に関しては指定管理者としての売上が計上されており、またハウス売上（レストラン売上）に関しては行政財産の目的外使用として（秋田県財務規則第329条）、使用料を徴収している（秋田県行政財産使用料徴収条例第1条）。

スキー学校売上に関して、県は指定管理者としての業務の範囲内で行なっているとの認識であると聞いているが、秋田県と指定管理者の間で取り交わされた「秋田県田沢湖スキー場の管理に関する基本協定書」および「秋田県田沢湖スキー場管理業務仕様書」において、当該業務の具体的な記載が行なわれておらず、指定管理者としての月例報告の対象にも入っていない。

したがって、リフト売上と同様に指定管理者としての収入として整理するのであれば、当該契約書および仕様書において、当該業務を具体的に規定した上で月例報告の対象とする必要がある。また、ハウス売上と同様に行政財産の目的外使用の使用料としての収入として整理した場合であっても、同様に秋田県への報告をする必要がある。

（対応済み：観光戦略課）

スキー学校売上については、リフト売上・ハウス売上と同様に指定管理業務として、平成26年度シーズンの月例報告から、県へ報告することとした。

なお、基本協定書上、スキー学校業務については、「本施設の利用促進に関する業務」の範囲として整理することとした。

(13) 秋田県立男鹿水族館

A 投資判断基準について（148頁・18頁）

（意見）

株式会社男鹿水族館は地方債に5,000千円投資している。しかし、有価証券などの投資に対する投資判断基準が規程などで明確に定められていない。秋田県によれば、投資判断は経営者の経営判断に委ねているということであるが、株式会社男鹿水族館は秋田県が出資している第三セクターであり、かつ、施設の利用料金のほかに指定管理料を受けている指定管理者であるため、資金の使途については適切に関与すべきである。更に、投資案件については適切な投資判断基準に基づき投資されるよう規程などの整備をすべきである。

また、前述のとおり、株式会社男鹿水族館は地方債であ

（対応済み：総務課、観光戦略課）

これまでも県では「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針」により、「確実かつ有利な方法による資産運用」を指導してきている。

今回の意見を踏まえ、県から法人に対し、資金運用について客観的に確認できる明文化されたルールの整備を求め、法人において、平成26年6月20日付けで規程を制定した。

る「北東北みらい債」に投資しているが、資金の流れをみると、観光費として支出された指定管理料が、北東北みらい債の対象事業である交流ネットワーク道路整備事業へと流れており、事業費の付け替えになっているような誤解を与えてしまう。株式会社男鹿水族館は、施設の利用料金のほかに秋田県から指定管理料も受けている指定管理者であり、資金の使途については誤解が生じないよう慎重に判断するべきである。

B 取締役会の開催頻度について（149頁・19頁）

（指摘）

株式会社男鹿水族館は定款により、取締役会の設置会社である。

会社法第363条第2項において、取締役は3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされており、少なくとも3か月に1回以上は取締役会を開催する必要がある。

実際、同社の取締役会規則においても同様の内容が規定されているが、平成24年度における取締役会の開催日程の実績は平成24年5月24日、6月6日および10月31日の3回であり、3か月に1回以上の開催がされていない。

同社は水族館の運営を主たる業務としていることから繁忙期である夏場についてこそ各取締役の業務の執行状況を報告する必要があると考えられるため、会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定する必要がある。

（対応済み：観光戦略課）

法人において、平成26年度から会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定することとしている。

(14) 新玉川リゾート基盤施設

A 非公募について（150頁・19頁）

（意見）

新玉川リゾート基盤施設については、観光戦略課所管の県の施設であるが、現在、指定管理者制度を採用していない施設である。秋田県によれば、新玉川地区では給排水施設や自然公園施設、道路等の管理、除排雪等の業務を行っているが、収益的な事業ではないため指定管理者制度に馴染まないことから、過去から業務委託を行なっているとのことである。また、新玉川地区が立地上不便であることや冬期の道路状況が悪いことなどから、民間業者では業務を実施することが困難と判断し、一般競争入札も実施していない。

しかし、秋田県は、県が所管する施設の指定管理者制度導入の目的として、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費の縮減等を図る」と定めており、施設の管理・運営に対する経費の削減を大きな目標としている。そうであるならば、新玉川リゾート基盤施設についても同様に経費の削減を実施すべきであり、業務委託先について現在の非公募ではなく、一般競争入札の実施を検討することが必要である。

また、現在、新玉川リゾート基盤施設の直接の受益者となっているのは、株式会社湯瀬ホテルおよび株式会社ぶなの森玉川温泉の2社であることから、秋田県としてはさらなる合理化に努めるべきである。そのため、一般競争入札を実施することに加え、直接の受益者である2社にさらな

（対応困難：観光戦略課）

新玉川リゾート基盤施設が設置されている仙北市田沢湖玉川地区には、同施設を管理できる民間の事業所がなく、緊急時等を含め対応が可能な唯一の会社が株式会社玉川サービスであることから同社と随意契約をしているものである。

また、新玉川リゾート基盤施設は、総合保養地整備法（リゾート法）に基づき平成元年に策定したリゾート構想により整備した施設であり、2社のために整備した施設ではないため、直接負担を求めるものではない。

る負担を求めるべきである。

B 修繕積立金および設備積立金について

(151頁・20頁)

(意見)

平成24年度の貸借対照表の負債の部において、修繕積立金および設備積立金がそれぞれ、9,335千円、8,000千円が計上されている。

修繕積立金については、秋田県と株式会社玉川サービスとの間で締結している「新玉川給排水施設の修復費用の積立に関する覚書」の第1条で「不慮の事故、災害その他により、緊急に施設の修復が必要となった場合及び将来施設の更新が必要となった場合に備え、一定の金額を積み立てるものとする。」と定められており、第2条で積み立てる金額は年額3,000千円と定められている。また、設備積立金については、平成21年度から送湯管の交換工事のために年額2,000千円の積立を開始している。

これらの積立金は、新玉川リゾート基盤施設の直接の受益者である株式会社湯瀬ホテルおよび株式会社ぶなの森玉川温泉の2社が利用割合に応じて負担しており、株式会社玉川サービスは負担していない。

秋田県によれば、当該積立を株式会社湯瀬ホテルおよび株式会社ぶなの森玉川温泉の2社が負担することについて、株式会社玉川サービスの取締役会で承認はされているものの、2社の取締役が株式会社玉川サービスの取締役であるという理由から、株式会社玉川サービスと2社との間で書面でのやり取りは行われないうままに金銭の授受をしている状況である。

このような取引について、書面などで残っていないと現在の取締役が交代したときに、現在の契約の継続性が不安定になり、それにより積立金を負担してもらえない状況になると資金不足などの問題も生じることになる。

取締役会で2社が負担することが決まっていること、および金銭の授受を伴っていることから、通常のとおりと同様に書面などで残しておくべきである。

C 業務の再委託について (151頁・20頁)

(意見)

株式会社玉川サービスでは、前述のとおり、秋田県(観光戦略課所管の業務のみ)から新玉川リゾート基盤施設維持管理業務、新玉川地区給排水施設維持管理業務および新玉川リゾート基盤道路除雪業務を受託している。これらの業務の中で、新玉川リゾート基盤施設維持管理業務および新玉川リゾート基盤道路除雪業務については、契約書にて基本的に秋田県の承認がない限り再委託は禁止されており、承認のない再委託はされていない。一方、新玉川地区給排水施設維持管理業務については、契約書で再委託は禁止となっておらず、給排水施設維持管理業務は、株式会社友愛サービスに再委託されている。平成24年度運営費・事業費科目内訳書によれば、株式会社友愛サービスに対して給排水施設維持管理業務委託費として6,600千円計上している。

再委託先である株式会社友愛サービスは、株式会社玉川サービスが新玉川地区給排水施設維持管理業務を受託して

(対応済み：観光戦略課)

平成26年10月末までに、3社において書面を取り交わすこととしている。

(対応済み：観光戦略課)

給排水施設の整備については、専門的な部品を扱うため、同施設の修理等が可能な業者が非常に限られており、これまで継続して同社に再委託をしてきたが、今後は、相見積りの可能な事業者を探していく。

再委託業者選定への県の関与については、民間取引における信用等の問題もあることから、他の委託業務や工事等と同様、会社の財務状況の把握までは行えないが、選定方法や契約業者の事業内容等については、適切に把握していく。

以来、当該業務を受託しており当該業務に対する実績は十分にある。しかしながら、再委託先の決定には相見積もりが実施されないまま、株式会社友愛サービスが受託しており、適切な価格競争が行われていない。また、秋田県についても、再委託先の契約業者は把握しているものの経営状況の把握まではしていない。

再委託先の決定については、相見積もりを実施するなどして適正な価格競争のもと決定すべきである。また、県は出資者として再委託先の契約業者がどのように選定されているのか、および契約業者の財務状況の把握も含め適切に関与すべきである。

D 取締役会の開催頻度について（152頁・21頁）

（指摘）

株式会社玉川サービスは定款により、取締役会の設置会社である。

会社法第363条第2項において、取締役は3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされており、少なくとも3か月に1回以上は取締役会を開催する必要がある。

実際、同社の取締役会規則においても同様の内容が規定されているが、平成24年度における取締役会の開催日程の実績は平成24年6月22日および11月27日の2回であり、3か月に1回以上の開催がされていない。

会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定する必要がある。

（対応済み：観光戦略課）

法人において、平成26年度から会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定することとしている。

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年11月28日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
教総 ー 1683
平成26年10月1日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤 様
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県教育委員会

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通します。

※以下別紙のとおり

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）

<p>事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要</p>	<p>措置状況：担当課 措置の内容</p>
<p>5 県職員公舎 (3) 入居率について ① 未利用、低利用公舎への対応について (120頁・17頁) (指摘) 職員公舎の入居率は平均すれば83%程度となっているが、50%に満たない公舎が多く存在し、特に教育長が管理を行っている公舎に入居率0%の公舎が多い。ここで、教育長管理の公舎の多くは学校に附属する木造戸建のものである。過去において学校の教職員のための公舎は当該教職員が勤務する学校に附属するような形で設置されており、これは当時の社会的要請にかなうものであった。現在は交通の発達や社会的背景の変化から必ずしも教職員が学校の隣に居住する必要がなくなり、ある意味居住していない公舎が出るのはやむを得ないことであろうが、未利用の公舎をそのまま放置しておいてよいわけでもない。特に学校に隣接する空家は子供が絡む事故、事件の発生する可能性もあり、管理をより厳重に行う必要がある。県は教育長管理の木造戸建公舎は順次解体の方針としているが、具体的な年度を決定するまでには至っていない。早急な対応が必要である。 また、これ以外の公舎についても、既に処分の方針が決まっている公舎については速やかに処分すべきであり、決まっていない公舎については早急に利活用方針を定めるべきである。</p>	<p>(対応済み：教育庁施設整備室) 教育長管理の一戸建て木造公舎は、耐用年数や老朽度等の観点から、入居者がいないものは廃止、入居者がいる場合も平成29年度末で全て廃止することとした。 廃止後の処分については、老朽度や安全性の観点で優先度の高い建物から順次解体処分するよう解体計画をたて、平成34年度末までに建物の解体処分を完了することとし、平成26年度から順次解体を行っている。 また、土地の需要動向によっては、建物付きでの土地売却も行っていく。</p>

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県警察本部長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年11月28日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範

秋田県監査委員 中 田 潤

秋田県監査委員 石 塚 博 史

秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋本務第972号

平成26年9月29日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範

秋田県監査委員 中 田 潤 様

秋田県監査委員 石 塚 博 史

秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県警察本部長

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度包括外部監査において指摘事項等として提出された事項に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成23年度包括外部監査（県有財産の有効活用について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>5 県職員公舎</p> <p>(10) 宮崎待機</p> <p>① 適切な設備投資について (134頁・20頁)</p> <p>(指摘)</p> <p>交通機動隊があった場合でも最大入居率は9割程度である。そもそも必要な戸数を超えるものであったのではないか。公舎建設時には適切な需要予測によりこれを行う必要がある。</p> <p>警察の待機宿舎であり必要な建物であるにしても33%の入居率は低すぎると言わざるをえず、必要だからといって低入居率のままでもよいとするにも問題がある。特に平成17年度に大規模修繕が行われているのであれば、この投資＝県民の税金が無駄に使われているということになるのではないか。警察の業務上、この場所に必ず必要な公舎であるというのであれば、この公舎に知事部局、教育庁等警察職員以外の職員の入居も認め、他の空いた公舎を他の用途に利用又は処分する等の対応を行うべきである。</p>	<p>(対応済み：警察本部会計課)</p> <p>同地域の一戸建て公舎を廃止したほか、他の公舎同様、管理者主体別、地域別に偏在している入居率を是正するため、知事部局、教育庁、警察本部間において情報共有し、相互利用化を図っている。</p>
<p>(12) 下野家後待機</p> <p>① 適切な設備投資について (136頁・21頁)</p> <p>(指摘)</p> <p>交通機動隊があった場合でも最大入居率は75%程度であった。指摘内容は宮崎待機と同様である。</p>	<p>(対応済み：警察本部会計課)</p> <p>同地域の未利用公舎を廃止し、売却手続きをしているほか、他の公舎同様、管理者主体別、地域別に偏在している入居率を是正するため、知事部局、教育庁、警察本部間において情報共有し、相互利用化を図っている。</p>